

平成 25 年度 事業報告書

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

一般社団法人 東京都警備業協会

目次

はじめに	1
I 啓発普及活動事業	2
1 広報・啓もう活動	2
(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行	2
(2) 東警協ウェブサイト	2
2 犯罪抑止活動等補助	3
(1) 各種被害防止のためのグッズ、パンフレット等の作成、配布	3
(2) 振り込め詐欺の被害未然防止のための声掛け活動の推進	3
II 育成事業	3
1 教育研修会	4
(1) 教育幹部の研修会	4
(2) 各地区の研修会	5
2 警備員教育	5
3 職業訓練認定校	6
4 公安委員会講習	6
(1) 警備員指導教育責任者新規取得講習	6
(2) 警備員指導教育責任者追加取得講習	6
(3) 機械警備業務管理者講習	6
(4) 現任指導教育責任者講習（定期講習）	6
5 特別講習	7
III 調査研究指導事業	8
1 調査研究	8
(1) 効果的な犯罪抑止対策の研究	8
(2) 相談等の受理及び事件・事故事例等からの問題点等の研究	8
(3) 警備業の実態把握調査研究	9
(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究	9
2 適正業務指導	9
(1) 警備員指導教育責任者研修会	9
(2) 施設警備業務経営者等研修会	10
(3) 交通警備業務経営者等研修会	10
(4) 機械警備業務管理者研修会	10
(5) 輸送警備業務管理者研修会	10
(6) 苦情・相談等の受理を通じた指導	10
(7) 消費税率引上げに伴う適正な転嫁対策研修会	10
IV 災害対策支援事業	11
1 環境構築	11
2 研修会・訓練等の実施	11
(1) 災害対策支援協定総決起大会（2年毎開催）	11
(2) 登録警備員参集訓練	11
(3) 東京都総合防災訓練の参加	12
(4) 電話連絡網招集伝達訓	12
(5) 各地区、地域ごと及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練に参加	12
V 表彰等事業	12
1 検定合格率等向上推進対策	12
2 優良警備員表彰及び警備員教育功労者等表彰	13
(1) 優良警備員表彰	13
(2) 警備員教育功労者等表彰	13
3 労務関係	13
(1) 業務適正化推進大会～リスクセミナー2014（労働安全衛生大会）	13
(2) 適正業務研修会（施設警備業務労務管理者研修会）	13
(3) 適正業務研修会（交通警備業務労務単価実務者研修会）	14
(4) 警備料金の適正化に向けたワーキンググループの設置	14
4 その他会員対象事業	14
(1) 業務別報告会	14
(2) 地区別報告会	15
(3) 上級救命講習	15
(4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動	15
(5) 適正業務パトロール（交通警備業務）	16
(6) 警視庁との意見交換会（交通警備業務）	16
VI 書籍等販売事業	16

はじめに

一般社団法人東京都警備業協会移行元年。

平成25年3月25日東京都から一般社団法人認可書の交付を受けた当協会は、同年4月1日、一般社団法人東京都警備業協会として登記し新たなスタートを切った。

それに伴い当協会の事業は、平成20年12月1日公益法人改革関連三法が施行されて以来推進してきた

- 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 警備業務の適正な運用と健全育成に関する事業
- 災害対策支援を目的とする事業

などの公益事業を中心に、共益事業、新たな警備業における課題でもある社会保険未加入問題や適正な受注警備料金への対応などの活動を推進してきた。

さて、平成25年の都内における刑法犯の認知件数は、平成15年以降11年連続して減少する中、振り込め詐欺の増加、ストーカー殺人、誘拐事件などの女性や児童が被害に遭う犯罪などの社会を震撼させる凶悪事件が依然として発生しており、治安情勢は予断を許さない状況にある。そのことから、生活安全産業として位置づけられる警備業においては、振り込め詐欺被害未然防止のための声かけ運動を積極的に実施し成果を挙げたのを始め、官民一体となった防犯活動に積極的に参加、あるいは防犯グッズを作成、配布するなどの安全・安心を実感できる社会づくりのための犯罪抑止活動事業を推進した。このほか、ストーカー事件にかかる相談者に的確に対応することを目的に警視庁担当官の出席の下、ストーカー対策検討会を開催した。

また、大手金融機関の暴力団に対する不適正融資に見られるように、反社会的勢力との遮断ができない現実を踏まえて、暴力団情勢、動向等の把握とともに、契約書への暴力団排除条項の導入などの暴排機運の醸成、浸透を図るための研修会等の諸対策を取ったところである。

更には、現在警察庁において検討されている改正警備業法附則第11条に基づく関係規則等の見直しを踏まえて、検定合格警備員の配置基準に的確に対応するため、その事前対策として特別講習の種目別の回数を増減するなどにより実施した。

加えて、各種法令違反に基づく警備員指導教育責任者資格者証等の返納命令や営業停止命令の行政処分が科されたことが相次いだことに鑑み、厳格な法令遵守と適正な警備業務実施の機運の醸成を図るための各種研修会、あわせて消費税率引上げに伴う適正な転嫁対策を図るための研修会も開催した。

そのほか、平成25年4月1日運用を開始した、警視庁と締結している「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」及び近隣の1都10県の警備業協会が締結した「広域相互支援協定」（以下「災害対策支援協定」という。）に基づく新活動要領等の検証と実効を期すため、第1回目の登録警備員参集訓練を実施した。

平成25年度の事業の推進結果については、下記のとおりである。

I 啓発普及活動事業

(定款上の事業～第4条第1項第1号「犯罪等の防止に関する啓発普及事業」、第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

平成25年は、警備業にとって新たな半世紀に向けたスタートの年となった。

国民の自主防犯活動を補完又は代行する重要な役割を担う警備業は、安全・安心な社会の基盤を形成する生活安全産業として発展し社会的信頼を高めてきた。そのような中、都内の刑法犯の認知件数は、平成15年以降11年連続して減少しているものの、特に高齢者を狙った振り込め詐欺が増加するなど、身近な犯罪の発生が「都民の体感治安」を悪化させている。また、東日本大震災発生や伊豆大島で発生した土砂災害などを契機としての各種災害対策が身近なものとして都民の大きな関心事となっている。

そのような状況の下、関係機関との連絡協調体制の一層の確立を図りながら、被害防止対策、災害時対策を広く一般に呼びかけるとともに、犯罪抑止につながる広報啓もう活動を実施したほか、地域の防犯等の活動に大きく寄与している防犯ボランティア団体等に積極的に支援・協力するなど、犯罪等に強い社会構築のための諸対策を推進した。

1 広報・啓もう活動

(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

機関誌「とうけいきょう」に、「防災・東京地震への備え、帰宅困難者対策条例施行」「災害時の外国人対応」などの地震等災害対策情報、「平成24年度労働災害発生状況調査報告」と題しての労働災害対策情報、「平成24年・東京の犯罪情勢」を始めとする犯罪情報等の掲載、更には「警備業法等関連模擬問題」や「役に立つ税務相談」等の警備業に役立つ情報のほか、会員の利便性を図るため、会員専用ホームページに機関誌「とうけいきょう」を掲載した。そのほか、会員をはじめ関係機関、団体等に配布するなど、自主防犯、防災意識の啓発普及を推進した。

(2) 東警協ウェブサイト

会員専用ホームページには、「平成25年度公共工事設計労務単価(基準額)の公表」「警備業の更なる発展を応援する議員連盟に対する要望書の提出」「社会保険加入状況調査集計結果」「夏季の電力需要対策」「熱中症予防対策の徹底(続報を含む)」「警備業務の実施の適正を図るための各種法令の遵守の徹底」「東京都最低賃金の改正」「消費税の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁」「警備料金適正化ワーキンググループの設置」「セキュリティプラン

ナー講習の開催」「セキュリティコンサルタント講習の開催」「高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策の周知」「全国火災予防運動に対する協力」などの多数の情報のほか、機関誌「とうけいきょう」を掲載するなど、会員の利便性を図った。

また、一般閲覧用には、「加盟企業検索」「書籍等取扱商品」「警備業関連参考資料」のほか、関連リンクページを掲載するなどした。

※ このように、各方面にわたる広報・周知を推進してきたところ、特に、防火管理業務の広報・周知を行い消防行政に貢献したとして、平成25年11月11日秋の火災予防運動にあわせ、東京消防庁予防部長感謝状を受賞した。

2 犯罪抑止活動等補助

(1) 各種被害防止のためのグッズ、パンフレット等の作成、配布

高齢者を狙った振り込め詐欺撲滅対策として、5月に「母さん助けて詐欺に注意」の文字と絵入りのハンカチクリーナーを2万枚、タレントコロッケさんの写真と「あなたは見破れますか?『母さん助けて詐欺』」の文字入りクリアファイルを2万枚及び一般防犯用として、当協会でも商標登録をしたマスコットキャラクターをモデルにした「守ろうよ わたしの好きな 街だから」「お出かけは 一声かけて カギかけて」の文字入り「プチLEDライトキーホルダー」を2万個、11月には、子供たちを有害サイトから守るための広報啓発活動用として、大相撲解説者舞の海さんの写真と「がちりガード!!いますぐ、フィリタングで」の文字入りウェットティッシュを7万5,000個作成し、それぞれ防犯活動を実施するボランティア団体に寄贈した。

これら、防犯グッズ等の作成、寄贈などを積極的に行い、特殊詐欺被害の未然防止及び犯罪抑止活動に貢献したとして、平成26年1月17日新年互礼会の席上で警視庁特殊詐欺対策本部長（副総監）感謝状を受賞した。

(2) 振り込め詐欺の被害未然防止のための声掛け活動の推進

増加傾向にある振り込め詐欺の被害を未然に防止するため、会員各社において積極的に金融機関窓口やATM設置箇所において声掛け活動を推進した。

その結果、被害の未然防止に多大な功労のあった7社に対して、新年互礼会の席上で警視庁生活安全部長賞が授与された。

II 育成事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

警備業務は、人の生命、身体、財産等を守ることを主な内容とする生活安全産

業として、国民の自主防犯活動を補完又は代行するという重要な役割と責任を担っている。それを全うするためには、その業務を担う警備員に専門的な知識及び技能が必要とされる。加えて警備業務が適正に実施されるためには、さらにその知識及び技能を練磨し、厳正な規律に従って警備業務を行うことができる高い資質と倫理観を兼ね備えた警備員の育成が内外に強く求められている。

そのような警備員を育成、輩出するために、警備員はもとより各社の経営者等の教育幹部を対象に、次のとおり各種教育事業を展開した。

1 教育研修会

警備員の専門的な知識及び能力の向上を図るため、受講対象者を警備業務別、担当者別に次の研修会を実施した。

(1) 教育幹部の研修会

各社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、教育幹部としての資質及び能力の向上を図るため、警視庁、東京消防庁の担当官や民間の講師を招き、次のとおり研修会を実施した。

ア 教育幹部合宿研修会

9月25日～27日の3日間（2泊3日）、「研修センターふじの」を会場に、主として各社の幹部及び警備員指導教育責任者等の教育幹部に対して研修会を実施した。内容は、学科試験と解説、「警備業の諸問題」「部下育成のためのOJTとOFFJTのコツを学ぶ」「社会保険未加入問題」の講話・講演、「警備業務中の交通事故発生時の対応」「警備員の不祥事案発生時の対応」を研究課題としたグループディスカッション及びAED操作要領などの初期救命訓練や基本動作・部隊動作の実技訓練を実施した。

参加者からは、「参加してよかった」「講話・講演はどれもよかった」「グループディスカッションや実技訓練は大変参考になった」「他社の人と交流ができてよかった」「次回は隊長クラスを参加させたい」などの評価する意見があったほか、「研修場所が遠い」「グループディスカッショングループの1個班10人は多いのではないか」などの意見も見られた。今後の研修会に生かしていく。（参加者59名）

イ 教育幹部研修会

各社の警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に1回、経営者層を対象に1回、計2回の研修会を東警協第2研修センターにおいて実施した。

1回目は、6月21日教育幹部を対象に、会員会社の女性社長を講師に招き「部下育成のコツとリスクマネジメント意識の醸成」、東警協専務理事から「危機管理」、神警協前専務理事から「交通誘導員の有罪判決を考える」などの講演を聴き、生活安全産業を担う人材育成のための教育幹部のあり方について研修した。（参加者120名）

2回目は、11月15日経営者層を対象に、東警協顧問の社会保険労務士から「労務トラブル対応実務“団体交渉及びモンスター社員への対応”」、警視庁担当官から「警備業務の現況と課題」など、経営者の在り方について研修した。（参加者120名）

ウ 中堅幹部研修会（施設警備業務）

6月11日、11月20日の2回、東警協第2研修センターにおいて、施設警備業務各社の教育中堅幹部に対する実技訓練を主とした研修会を実施した。（参加者延べ143名）

エ 交通誘導警備業務指導者研修会

6月17日（雑踏警備）及び10月23日（交通警備）の2回、東警協研修センターにおいて、交通警備業務各社の指導者に対する実技訓練を主とした研修会を実施した。（参加者延べ63名）

オ 機械・輸送警備業務合同教育幹部研修会

11月8日東警協第2研修センターにおいて、機械・輸送警備業務の警備員指導教育責任者等の教育幹部を主体に、警視庁担当官から「警備業の現況と課題」の講演、輸送警備業務グループ責任者から「ドラレコ画像を使った交通事故防止対策」の講演と社内における交通事故防止対策の意見交換を行った。特に、ドライブレコーダーの有効性等について意見が交わされ、「導入により事故が減少した」「毎日その日の映像を確認している」「現送車では襲撃された時の状況が分かる」「オートバイへの設置を検討している」などの発言があり各社において情報共有するなど、有意義な研修となった。

（参加者75名）

(2) 各地区の研修会

各地区においても、警視庁、公取委などの担当官や社会保険労務士、中小企業診断士、民間講師などから、適正業務の実施、労務管理に関する諸対策、誇りを持たせ、お客様に思い出を持って帰ってもらう仕事の極意などについての講演を主とした研修会をそれぞれ実施した。

2 警備員教育

現任教育

受講申し込みのあった警備員に対して、警備業法第21条第2項に基づく現任教育を東警協研修センターにおいて次のとおり実施した。

○ 教育期ごとの現任教育（基本教育、業務別教育・1日）

52回（1回1日）4,235名（会員3,875名、非会員360名）

○ 予備講習（業務別教育・1日及び2日間）

・ 施設1級 5回（1回 2日間） 448名

・ 施設2級 11回（1回 2日間） 921名

- ・ 交通2級 14回（1回 2日間） 1, 134名
（平成26年度特別講習分1回含む。）
- ・ 雑踏1級 1回（1回 2日間） 87名
- ・ 雑踏2級 5回（1回 2日間） 430名
- ・ 貴重品1級 1回（1回 2日間） 38名
- ・ 貴重品2級 4回（1回 1日） 191名
- 合計41回 3, 249名

3 職業訓練認定校

新任教育

受講申し込みのあった警備員に対して、警備業法第21条第2項に定められている新任教育を東警協研修センターにおいて次のとおり実施した。

12回延べ48日間、受講人員847名（会員762名、非会員85名）

4 公安委員会講習

東京都公安委員会から委託された、警備業法第22条の規定に基づく資格取得のための警備員指導教育責任者講習及び同法第42条に基づく資格取得のための機械警備業務管理者講習を東警協研修センターで、各営業所で選任されている警備員指導教育責任者を対象とした現任指導教育責任者講習を東食健保会館及び東警協研修センターで次のとおり実施した。

(1) 警備員指導教育責任者新規取得講習

- ・ 1号警備業務（7日間）4回 515名（合格率79.6%）
- ・ 2号警備業務（6日間）2回 145名（合格率93.1%）
- ・ 3号警備業務（6日間）2回 63名（合格率93.6%）
- ・ 4号警備業務（5日間）1回 14名（合格率100%）
- 合計 9回 737名

(2) 警備員指導教育責任者追加取得講習

- ・ 1号警備業務（4日間）4回 82名（合格率65.8%）
- ・ 2号警備業務（3日間）2回 63名（合格率100%）
- ・ 3号警備業務（3日間）2回 18名（合格率88.8%）
- ・ 4号警備業務（2日間）1回 54名（合格率100%）
- 合計 9回 217名

(3) 機械警備業務管理者講習

4日間 3回 123名（合格率68.2%）

(4) 現任指導教育責任者講習（定期講習）

- ・ 1号警備業務（1日）3回 615名（東食健保会館）
- ・ 2号警備業務（1日）2回 388名（東食健保会館）

- ・ 3号警備業務（1日） 1回 90名（東警協研修センター）
 - ・ 4号警備業務（1日） 1回 86名（東警協研修センター）
- 合計 7回 1,179名

なお、東警協ホームページにおいて、それぞれ講習の年間実施計画及び受講手続き等を掲載するなどの広報をしたほか、各種研修会等できめ細かく指導するなど、講習の適正な実施に努めた。

5 特別講習

（一社）警備員特別講習事業センターから委託された「警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第17条の基準に適合する講習会（以下「特別講習」という。）を「研修センターふじの」及び「東警協研修センター」で次のとおり実施した。

○ 施設警備業務1級	5回	
	本講習	386名（合格率50.8%）
	再講習	111名（合格率46.8%）
○ 施設警備業務2級	11回	
	本講習	852名（合格率65.8%）
	再講習	252名（合格率49.2%）
○ 交通誘導警備業務2級	13回	
	本講習	984名（合格率58.0%）
	再講習	289名（合格率38.1%）
○ 雑踏警備業務1級	1回	
	本講習	80名（合格率76.3%）
	再講習	12名（合格率58.3%）
○ 雑踏警備業務2級	5回	
	本講習	387名（合格率69.0%）
	再講習	76名（合格率64.5%）
○ 貴重品運搬警備業務1級	1回	
	本講習	73名（合格率60.3%）
	再講習	14名（合格率42.9%）
○ 貴重品運搬警備業務2級	4回	
	本講習	312名（合格率60.6%）
	再講習	108名（合格率42.6%）
	合計 40回	3,936名
	本講習	3,074名
	再講習	862名

このうち、施設警備業務2級特別講習及び雑踏警備業務2級特別講習は「東警協研修センター」で実施した。

Ⅲ 調査研究指導事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第2号「犯罪等に強い社会の構築に必要な調査研究に関する事業」、第5号「警備業務の適正な運営の確保を図る事業」、第7号「警備業務の環境向上に関する事業」、第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

国民の自主防犯・防災活動を補完又は代行する警備業にとって、平素から犯罪の発生状況、災害時に予想される被害状況等を想定した対策を研究し、啓発普及活動や災害対策支援活動に活用していくことは重要なことである。

また、警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」をしていくために、警備業の実態把握等の情報を集約し、必要とされる警備の技術、能力、知識等に活用し、質の高い警備員を育成するために役立てていくことも求められている。加えて、適正かつ質の高い警備業務の実施が求められていることから、警備業法等の周知のための研修会、日常業務の相談受理等を通じて指導助言を行うなど、次の事業を推進した。

1 調査研究

警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」の実現を目指すとともに、警備業務の適正運営に資するため、犯罪の発生状況、警備業の実態、警備料金実態、労働災害等についての情報を関係諸官庁の資料等を通じて収集し、その活用に努めた。

(1) 効果的な犯罪抑止対策の研究

警視庁がまとめた「平成24年東京の犯罪情勢」「平成24年警備業の実態と指導強化推進状況」「振り込め詐欺被害防止」等の資料から情報を収集し、資料の発出や機関誌「とうけいきょう」、協会ホームページに掲載したほか、研修会で警視庁担当官から、犯罪情勢と犯罪抑止活動等の指導を受けるなど、その対策等について研究した。

(2) 相談等の受理及び事件・事故事例等からの問題点等の研究

ア 相談等の受理

平成22年12月1日相談専門員の委嘱、専用電話を設置以来、平成25年度も、来訪あるいは電話により、警備業法に係る相談、検定等に関すること、労基法の問題や労働者派遣に関する相談があった。特に、各種法令違反による行政処分が科せられた事案が後を絶たないことから、法令遵守のための周知等についての要望もあった。このほか、職員が日常業務を通じての相

談等は多数あるが、その都度適正な対応をしている。

これらの相談案件等を踏まえて、警備員指導教育責任者のための執務資料を作成（保存版H25.4）配布したほか、警備業法等関連模擬問題を機関誌「とうけいきょう」に掲載した。今後の適正業務の推進とあわせ、協会に求められるニーズを把握して更によりよい協会づくりに努めていく。

イ 事故事例等

警備会社や警備員の不適正事案・不祥事案、労働災害等による死傷事案、死傷者数等は、関係機関の公表や報道内容等により把握し、研修会等でその浸透に努めたほか、必要な情報は機関誌「とうけいきょう」、協会ホームページに掲載した。

(3) 警備業の実態把握調査研究

協会事業として必要とされる教育、講習等を検討するため、警備業者、警備員の数、警備業務種別、各資格者、検定保有者等の実態を調査するとともに、会員に対して、協会に求める事業、講習、研修会等のアンケート調査を実施した。その結果に基づき、特に要望の高かった検定合格等に向けた諸対策として「0（ゼロ）からの挑戦塾」を開講した。

(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究

東日本大震災や宮城県下に災害援助隊を派遣して実際に災害支援活動を行って得た反省・教訓事項を踏まえて、大規模災害時に的確に対処するために「災害対策支援協定」に基づく活動要領等を見直し、それに基づく訓練を実施したほか、食料等の備蓄、必要な装備資器材の調達、各種訓練等の推進に役立てた。

また、直下型地震に備えるための都内各区、市ごとの防災対策について機関誌「とうけいきょう」に連載し、発災時対策の情報を提供している。

2 適正業務指導

警備業法の目的は、警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正を図ることである。

それは、取りも直さずお客様から信頼・信用を得る業務を提供することにほかならない。そのことは、国民の自主防犯活動を補完又は代行する生活安全産業として位置づけられていることでも分かる。しかしながら、各種法令違反を犯し警備員指導教育責任者資格者証等の返納命令や行政処分が科された状況を見ると一部に適正な警備業務が行われているとは言い難いところも指摘されている。

そのため、警備業法等の周知、警備業務を取り巻く現状の課題と改善策の提言指導など、関係諸官庁から担当官を招き、自主的に業務の適正化を図ることを目的とした研修会等を次のとおり実施した。

(1) 警備員指導教育責任者研修会

警備業法第47条に基づく立入検査前の研修会を、会員を対象に4月11日

みらい座池袋（豊島公会堂）で、非会員を対象に4月16日、17日東警協研修センターで実施した。主として各社の警備員指導教育責任者が出席し警視庁の担当官から「適正な警備業務の在り方」「警備業務の現状と問題」など、警備員指導教育責任者の在り方等について研修した。

（参加者 1, 399名（会員822名、非会員577名）

(2) 施設警備業務経営者等研修会

9月27日東警協第2研修センターにおいて、主として施設警備業務を営む経営者等を主体に、警視庁の担当官から「警備業務の現状と適正業務」、東京消防庁の担当官から「東京都帰宅困難者対策条例の概要」などの研修を受け、適正な業務の重要性と震災対応などについて学んだ。（参加者125名）

(3) 交通警備業務経営者等研修会

9月4日東警協第2研修センターにおいて、主として交通警備業務を営む経営者等を主体に、全警協総務部次長から「社会保険未加入問題～警備業に求められるコンプライアンス～」、警視庁担当官から「警備業の現況」、東警協専務理事から「警備業の諸問題」などの研修を受け、社会保険問題、警備業務の適正な実施、法令の遵守などについて学んだ。（参加者102名）

(4) 機械警備業務管理者研修会

7月10日東警協第2研修センターにおいて、機械警備業務管理者を主体に、警視庁担当官から、火薬の燃焼実演を含め「爆発物等不審物件発見時の措置要領」についての研修を受けた。折しも、アメリカのボストンマラソン会場において爆発物使用によるテロ事件が発生したばかりであり、各参加者は真剣な面持ちで研修に臨んだ。（参加者69名）

(5) 輸送警備業務管理者研修会

7月18日輸送警備業務を行う警備員指導教育責任者等の管理者を主体に、独立行政法人自動車事故対策機構安全マネジメントの担当から「交通事故防止のための安全指導方策」について学んだ。

特に、この研修では、管理者としての部下指導について具体的な内容であり、部下管理上、業務運営上有益な研修会となった。（参加者48名）

(6) 苦情・相談等の受理を通じた指導

相談ホットラインや通常業務を通じて、警備業法、労基法などの警備業に関連の深い法令等に関する疑義の相談等が多く寄せられており、その都度、適正業務の推進等について呼びかけるとともに、各種研修会等においても浸透を図った。

(7) 消費税率引上げに伴う適正な転嫁対策研修会

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い、警備業界として適正な転嫁対策をとるため、12月25日みらい座池袋（豊島公会堂）において、公正取引委員会、消費者庁、国税庁から担当官を招き、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置

法」の解説を中心とした研修会を開催した。（参加者 280名）

IV 災害対策支援事業

（定款上の事業～第4条第1項第6号「災害時支援体制の確立に関する事業」）

「犯罪等に強い社会を構築」するには、大災害をはじめ、大規模事件・事故等が発生した際における警備員の支援活動も重要な要素となる。この活動は、根拠となる災害対策支援協定に基づくものであるが、この協定に基づく活動要領を、東日本大震災を踏まえ実効性のあるものに見直し平成25年4月1日運用を開始した。近い将来に高い確率で起きると予測される首都直下地震や南海トラフを震源域とする巨大地震が起きた場合などの有事の際にAED操作などの初歩的救命救急、あるいは交通誘導警備業務等、業務上の専門的知識と能力を持ち合わせた警備員が、警察力の補完として役立てるような環境構築と技術の向上等を目指した指導者訓練をはじめ、研修会、地域ごとの招集訓練を次のとおり実施した。

1 環境構築

災害対策支援協定に基づく活動要領は、東日本大震災を踏まえ、災害対策委員会を中心に警視庁と協議をしながらより実効性のあるものに見直し運用開始としたところである。これを契機に、登録警備員の参集訓練の実施、支援要員の確保、緊急連絡網などの体制及び資器材の整備、備蓄食料等の確保などの整備を図っているところである。

2 研修会・訓練等の実施

(1) 災害対策支援協定総決起大会（2年毎開催）

10月22日、災害対策支援協定及びそれに基づく活動要領の啓もう・周知と支援要員の確保等による実効性の高い支援体制の構築、加えて、災害支援活動や災害対策の重要性について認識を新たにすることを目的に「災害対策支援協定総決起大会」を東食健保会館で開催した。

東警協会長、警視庁生活安全総務課理事官の挨拶の後、警視庁災害対策課の担当官から「首都警察の災害対策」について学んだ。（参加者 160名）

(2) 登録警備員参集訓練

5月2日、東警協研修センターにおいて、警視庁生活安全総務課長を始めとする担当官、東警協副会長、東警協災害対策委員会委員長、副委員長及び各委員、各地区からの登録警備員が参加して、災害支援協定に基づく活動要領に基づく第1回の登録警備員参集訓練を実施した。AED（自動体外除細動器）使用要領訓練及び三角巾使用要領訓練の実践的実技訓練のほか、警視庁担当官から「災害支援協定の概要」「首都警察の震災対策」についての指導を受けた。

今回の訓練で得た反省教訓を次回の訓練に生かしていくこととしている。

(参加者 270名)

(3) 東京都総合防災訓練の参加

11月23日自助・共助・公助の連携の確認と地域防災力の向上を目的に都立秋留台公園で開催された東京都・あきる野市合同総合防災訓練に参加し、会場内の整理誘導訓練を行った。(参加者130名)

(4) 電話連絡網招集伝達訓

9月1日及び本年1月17日の2回、電話連絡網による招集伝達訓練を実施した。特に1月17日の訓練では、訓練発令時間等の予告をしないで実施したところ、課題が浮上、今後の対策に生かしていくこととした。

(5) 各地区、地域ごと及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練に参加

各地区の自主活動としてそれぞれ研修会等を行ったほか、各地域、各警察署で実施した研修会及び訓練等にそれぞれ自主参加した。

V 表彰等事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第7号「警備業務の環境向上に関する事業」、第8号「警備員及び警備業務に関し功労のあった者に対する表彰事業」、第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

会員相互の支援、交流などの会員に共通する利益を図ることを目的とした活動の一環として、他の模範となる警備員を選考し表彰するなど、協会ですら先行して警備員の資質の向上を図った。また、警備業で共通する労務問題に対処するための研修会の開催、情報共有のための業務別及び地区別に意見交換会を実施したほか、上級救命講習、不当要求防止責任者講習の受講希望者を募り受講機会を設けるなど、会員を対象にした警備業にも必要とされる資格取得のための事業を推進した。

1 検定合格率等向上推進対策

協会独自事業として、検定合格率の底上げ、それに付随する会社の教育費用の負担軽減等を図るため、会員限定の“0(ゼロ)からの挑戦塾”を次のとおり実施した。

・施設警備業務2級特別講習受講対象者	10回	163名
・交通誘導警備業務2級特別講習受講対象者	10回	109名
・雑踏警備業務2級特別講習受講対象者	3回	20名
合計	23回	292名

受講者(教育担当者、検定受講希望者)からは、「自社は環境的に実技訓練ができないので有益」「更なる努力が必要なのを再認識」「講師の熱心さに満足」「今後の学習に大変参考になった」「苦手な部分のはっきりした」などの声が上が

がっている。平成26年度は、実施要領等を見直して継続実施をすることとしている。

2 優良警備員表彰及び警備員教育功労者等表彰

(1) 優良警備員表彰

10月30日銀座ブロッサムにおいて、来賓に警視庁生活安全総務課長、東京消防庁防火管理課長、(一社)全国警備業協会協会総務部次長を迎え、当協会会長及び理事等出席の下、優良警備員の表彰式を行った。会長から優良警備員1級105名、2級431名の計536名に対して表彰状と記念品を贈呈した。

(2) 警備員教育功労者等表彰

5月15日グランドアーク半蔵門において、通常総会後の意見交換会の席上で、警備員教育に功労のあった個人6名、団体1社、災対支援協定見直しと一般社団法人移行に功労のあった個人3名に会長感謝状と記念品を贈呈した。

更に、平成26年1月17日新年互礼会の席上で、警備業功労者1名及警備員教育功労者2名に警視庁生活安全部長と当協会会長連名表彰を、産業安全・労働衛生功労者1名に会長感謝状と記念品を贈呈した。

3 労務関係

労働災害防止の機運の醸成、警備業で共通する労務問題に適正に対処するための研修会等を次のとおり実施した。

(1) 業務適正化推進大会～リスクセミナー2014(労働安全衛生大会)

適正警備を推進する上で不可欠である業務中の労働災害防止の機運を醸成するため、2月21日東食健保会館において、来賓に警視庁生活安全総務課理事官を迎え「業務適正化推進大会～リスクセミナー2014～」を開催した。

開会冒頭に、労働災害で犠牲になられた方々に哀悼の意と安全衛生活動に尽力された先人に敬意を表するとともに、これからも労働災害防止に協会一丸となって全力を尽くすという思いを込めて黙祷を行った。

その後、労働災害防止に関して募集した「論文」「ポスター」「標語」の優秀者に会長賞を贈呈した。第2部の研修会では、優秀論文の発表の後、会員会社と帝京大学空手道部合同による空手の演武披露、慶應義塾大学病院の医師から「高血圧と薬」の衛生講話、東京労働局の安全専門官から「警備業における労働災害防止」の講演などの研修を行った。研修後、大会宣言を採択、労働災害防止に取り組むことを誓って閉幕した。(参加者175名)

(2) 適正業務研修会(施設警備業務労務管理者研修会)

10月17日東警協第2研修センターにおいて、施設警備業務の各社経営者を主体に、警視庁担当官から「警備業務の現状と適正業務」、協会顧問の社会

保険労務士から「社会保険未加入問題～ブラック企業といわれなかったために～」の研修を実施、経営者としての在り方について学んだ。（参加者143名）

(3) 適正業務研修会（交通警備業務労務単価実務者研修会）

国土交通省と農林水産省が公共工事の工事費の積算に用いるために毎年10月行う「公共事業労務費調査」に適正に対応するため、9月18日東警協応接室において、主として交通誘導警備業務各社の経営者、経理担当者の個別指導会を開催した。

労務費調査には、労務単価調査資料を有効にするための就業規則、雇用契約書等が策定されていることのほか、賃金台帳等を正確に作成することが求められることから、全警協からの労務単価問題対策『モデル県』に応募するなどの対策をとってきたところ、本年度は、希望会社ごとに個別指導会としての実施が望ましいとの結論に至り個別指導会として開催した。全警協派遣の講師から、個別に労務単価の現状、調査表の作成要領等について研修を受けた。

（参加者4社 5名）

(4) 警備料金の適正化に向けたワーキンググループの設置

平成25年7月、社会保険未加入問題や受注警備料金の低廉化等の抜本的解決に向け、業務適正化委員会内に「警備料金適正化ワーキンググループ」を設立した。

業務適正化委員会委員長の指揮の下、要員は施設警備業務グループ及び交通警備業務グループから人選し、7回の会議（うち神奈川、埼玉、千葉各県協会との意見交換会1回含む）の開催、ワーキンググループニュース（WGニュース）1号から6号までの発行、アンケート調査などの活動を行った。

また、社会保険に関する解説書発行の要望が多く寄せられたことから、協会顧問社会保険労務士による「わかりやすい社会保険の概要解説」を機関誌「とうけいきょう」に3回シリーズで掲載した。

4 その他会員対象事業

(1) 業務別報告会

ア 施設警備業務

2月7日東天紅上野店において報告会を開催し、平成25年度の施設警備業務の活動結果及び平成26年度活動計画を報告後、研修会を実施した。

研修会では、東警協専務理事から「東京都警備業協会の本年の展望」、民間ケアマネージャーから「決して他人事でない介護の現実」について研修し、適正な警備業務の実施などについて学んだ。（参加者180名）

イ 交通警備業務

2月12日オーラムにおいて報告会を開催し、平成25年度の交通警備業務の活動結果及び平成26年度活動計画を報告後、研修会を実施した。

研修会では、東京労働局の担当官から「労働者派遣事業等の諸問題」、警視庁担当官から「警備業の現況」、建設業界紙の記者から「建設業における社会保険未加入問題、東警協専務理事から「警備業の諸問題」についての講演があり、求められる経営者像について研修した。（参加者111名）

ウ 機械警備業務及び輸送警備業務

2月10日アルカディア市ヶ谷において報告会を開催し、平成25年度の機械警備業務及び輸送警備業務の活動結果及び平成26年度活動計画を報告後、研修会を実施した。

研修会では、警察キャリアOBから「最近の治安情勢の見方」と題しての講演で、危機管理について研修した。（参加者64名）

(2) 地区別報告会

中央地区、千代田地区、城南地区、南西地区、新宿地区、北西地区、北東地区、多摩地区の8地区それぞれが、報告会とあわせて諸官庁等から講師を招き「適正な警備業務の実施」「警備業の現況」「警備業の回顧と展望」「おもてなしの極意」等、時機と問題点をとらえた研修会を実施し、警備業に求められる課題をはじめ、適正業務の重要性等について研修した。

(3) 上級救命講習

他機関が実施する各種資格取得講習のうち、東京消防庁が実施する上級救命講習を上野消防署の協力と指導のもと、同署で実施する講習時に受講機会を得て、主として施設警備業務を実施する警備員を対象に資格取得を支援した。

（受講者延べ5回106名）

(4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動

平成21年5月の通常総会で「東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会」を設立し、反社会的勢力の排除活動を推進してきたが、更に効果的に推進するため、警視庁をはじめとする関係機関と緊密な連携を取り、警備業界への暴力団等反社会的勢力介入の排除と健全かつ適正な警備業務を実施するため、次のとおり研修会等を行った。

ア 東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会総会の開催

本年2月26日の理事会開催にあわせて、東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会総会を開催し、平成25年度の活動結果及び平成26年度の活動計画等の報告をした。

イ 不当要求防止責任者講習の開催

政府指針に「警備業者は、本社、支店、各営業所に不当要求防止責任者を配置する」となっているほか、暴力団対策法には、事業者に不当要求防止責任者を選任することが努力義務として規定されている。6月18日、8月23日及び10月18日の3回、東警協第2研修センターにおいて、会員各社の法人代表、総務・法務担当を主体に、警視庁及び公益財団法人暴力団追

放運動推進都民センターから講師を招き、平時・有事の心構えや対策を身につけるための不当要求防止責任者講習を開催し、その推進に努めた。

(参加者延べ210名)

ウ 研修会の実施

本年2月28日東警協第2研修センターにおいて、暴力団等反社会的勢力排除対策に詳しい弁護士から「警備業における反社会的勢力の対応」についての研修を受け、暴力団の現状と企業の暴力団等反社会的勢力からの排除対策を学んだ。(参加者 140名)

エ 広報啓発等

機関誌「とうけいきょう」に研修会の講演内容、暴排行事の開催内容や参加状況を掲載し、各企業における暴排気運の醸成に努めた。

オ 暴力団排除活動の行事に参加

(ア) 暴力団追放都民大会に参加

11月8日日比谷公会堂で開催された第22回暴力団追放都民大会に東警協から事務局担当者と会員会社から30名が参加した。

(イ) 暴力団排除関係団体連絡会総会に出席

7月10日KKRホテル東京で開催された総会に事務局から担当者が出席した。

(5) 適正業務パトロール (交通警備業務)

交通誘導警備業務を営む各会社を主体に、春・秋の全国交通安全運動とあわせて4月6日から4月15日までの間及び9月21日から9月30日までの間の2回、交通警備安全パトロール週間を設定し交通誘導警備現場における事故防止対策を推進した。現場数延べ2,002箇所、4,920ポストを各社の担当者がパトロールを行い、危険箇所の把握、安全に配慮した配置施策等の個別指導を行うなど、適正業務の推進に努めた。

9月の実施時には「～スローガン～受傷事故防止」等の文字及び交通誘導をする警備員等の絵入りポスター1,000枚を作成配布し、適正業務実施の啓発を図った。

(6) 警視庁との意見交換会 (交通警備業務)

4月22日及び10月9日の2回、東警協研修センターにおいて、警視庁生活安全総務課の担当官を招き、交通警備業務担当理事以下代表者が出席の下、労働者派遣法問題や検定合格警備員の配置基準の問題点などについて意見交換をした。

VI 書籍等販売事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第7号「警備業務の環境向上に関する事業」、第9

号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

警備員の教育図書として、次のとおり警備関係図書等の販売を行った。

・ 警備業法の解説	1, 456冊
・ 警備員指導教育責任者講習教本	4, 010冊
・ 警備員指導教育責任者講習問題集	1, 260冊
・ 警備員必携	1, 426冊
・ 施設、交通、雑踏、貴重品問題集	2, 140冊
・ その他の書籍等（ビデオ、DVD含む）	13, 978冊（点）
合計	24, 270冊（点）